大牟田市まちづくり基本条例の制定について

1. 条例制定の趣旨

平成12年の地方分権一括法の施行に伴い、権限と財源の地方への移譲が進められ、国と地方の役割分担を見直す「地方分権社会」への転換が推進されている。

こうした地方分権改革の進展に伴い、地方自治体には、住民参加の機会の拡充を 図り、自治体運営に地域住民の意思を十分に反映させることがこれまで以上に求め られている。

こうした中、本市では、市民と行政との協働によるまちづくりの着実な推進を図り、その結果として全ての市民が共有するまちづくりのルールや仕組みを定めた条例へと結実させていくという考えのもと、平成15年に協働の推進に向けた行政の基本姿勢を示す「大牟田市における市民と行政との協働に関する基本方針」の策定を行い、市政運営における市民の積極的な参加と協働によるまちづくりの推進に努めてきた。また、平成17年には「大牟田市市民活動促進指針」の策定を行い、市民活動団体がまちづくりのために行う活動を促進させるための仕組みづくりや環境整備に取り組んできた。そしてこうした取り組みは、平成22年に策定された「大牟田市地域コミュニティ基本指針」に引き継がれ、現在、校区まちづくり協議会の形成促進による地域コミュニティの再生に向けた取り組みが市民と行政との協働により進められており、地域のまちづくりの推進母体となる地域自治組織として、市内21校区の過半数の校区で校区まちづくり協議会が組織されるなど、市民が主体となったまちづくりの機運も大きく高まってきている。

さらに、平成23年に策定された大牟田市総合計画 2006~2015 後期基本計画では、全市民共通のまちづくりについてのルールづくりとその共有に向けて、「まちづくり基本条例」の制定に市民とともに取り組むこととしている。

この様なこれまでの段階的な取り組みにより、協働やコミュニティについての市 民理解も深まってきていると考えられることから、今後、さらに市民と行政などが 互いにまちづくりの理念を共有し、持続的に協働のまちづくりを推進していくこと ができるよう、当初からのビジョンに基づき基本的な考え方やルールを明文化した まちづくり基本条例を制定し、市民の市政運営への参加と協働の促進を図ろうとす るものである。

2. 自治(まちづくり)に関する条例の類型について

| | 市民参加·協働型条例 | 自治(まちづくり) |) 基本条例 | 市民協働支援型条例 | | |
|-------|--|---|---|--|--|--|
| | 中氏参加"励锄至宋例 | フルセット型 | サブセット型 | 17以1加到又18至末的 | | |
| 性格 | 市政するでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、の | 自治に関する基本原ともいわ的、自治に関する基本原ともいる。自治の基本原則、自治の基本原則、自治の基本原則、自治の基本原則、自治の基本の原例の原列、自治の条例であられるの条例の原列、規則がある。条例のの全で表別である。とは、自治のを表別である。とは、自治のを表別である。という。という。という。という。という。という。という。という。という。という | フ例のいのるの除治運し条れて含部いを念象し本事いないまを条規条かて条項るどいが、人のでは、議る、み政分型る備。し、議る、み政分の要し理て主会準行規基類条素で念い体を自政定本さ | 市民や NPO などの公益活動団体の自立を促し、市民公益活動を推進するため、市民、NPOに対し行う行政の支援策について規定した条例。 | | |
| 構成要素 | ①理念 ②市民の役割 ③市の役割 ④事業者、市民公益活動団体の役割 ⑤市民参加、協働の仕組み ⑥協働推進の施策 | ①理念 ②市民の権利・役割 ③自治実現の制度・仕組み ④市・議会の組織・運営 ・活動に関する基本事項 ⑤最高法規性 | 左記①~⑤のうち の一部 | ①理念 ②市民の役割 ③市の役割 ④事業者、市民公益活動団体の役割 ⑤協働推進の施策 | | |
| 条例の対象 | 〇市民 〇行政 〇事業者 〇市民公益活動団体 | ○市民○行政○議会○事業者○市民公益活動団体 | △市民○行政△議会△事業者△市民公益活動団体 | 〇市民 〇行政 〇事業者 〇市民公益活動団体 | | |

自治(まちづくり)に関する条例には上表のような類型があるといわれているが、 今回のまちづくり基本条例が「1.条例制定の背景」の考えに基づいた市民と行政 などの協働によるまちづくりをより一層推進するための条例であることから、「市民 参加・協働型」の条例とする。

3. 条例制定の目的及び概要

(1)条例制定の目的

わが国おいては少子高齢化の急速な進行に伴い、2008年以降、人口減少社会に転じたことにより、今後、社会保障費の増加や税収の減少によって、国ばかりではなく地方財政も確実に悪化するといわれている。

少子化高齢化による地域社会の担い手不足に起因する地域の疲弊を招かないようにするためにも、地方自治体においては、これまで以上に地域住民などと連携・協力を深めながら、地域の実情に応じた創意工夫によって自治体経営に取り組んでいくことが求められている。

本市においても、ライフスタイルや価値観の多様化に伴い、複雑多様化する市民 ニーズに行政だけで対応することが難しくなりつつある。また、急速に進む高齢化 や生産年齢人口の減少、町内公民館の加入率の低下など、まちづくりを進めていく うえでの大きな課題を抱えており、市民、議会、行政が自らの役割を自覚し、こう した課題の解決に向け一体となって協働の取り組みを進めることが大変重要となっ ている。

このため、まちづくりの主体である市民と行政などが互いに協力し合い、その知恵と力を最大限に生かしながら、市民が将来にわたって安心して幸せに暮らし続けられる地域社会、豊かで活力のある地域社会を実現していくため、協働によるまちづくりのルールを共有することを目的に「大牟田市まちづくり基本条例」を制定する。

(2)条例の概要

大牟田市まちづくり基本条例は、昭和57年に明るく豊かな住み良いまちづくりのために制定された市民憲章の理念を踏まえたうえで、本市が直面している急速な少子高齢化への取り組み、地域コミュニティの再生といった課題への対応や安心安全なまちづくりへの取り組みなど、今日の社会情勢にも適応したこれからのまちづくりのあるべき姿を条例の基本理念として明示する。このため、協働の主体となる市民、行政などの役割、協働のまちづくりを推進するための制度・仕組み、さらには協働のまちづくりを具体的に推進するための施策などを明記し、市民と行政などとの協働の推進に資する項目を条例内容とする。

また、条例制定においては、これまでの市民と行政との協働の取り組みを踏まえたものとするため、市民と行政とがそれぞれに自己の責任と役割を認識し、相互が補完し、協力し合う協働のまちづくりを推進することを目的として策定された「市民と行政との協働に関する基本方針」(H15 策定)、市民がまちづくりのために行う活動の促進を図るために策定された「大牟田市市民活動促進指針」(H17 策定)、さらには、地域のまちづくりの推進母体となる地域自治組織の形成促進とその支援を図り、もって市民と行政との協働のまちづくりを推進することを目的として策定された「地域コミュニティ基本指針」(H22 年策定)の方針や考え方を網羅した内容とする。

さらに、まちづくりに対する市民の多様な考え方を条例に反映させることができるようにするため、公募市民などで構成する市民検討会を設置し、そこで協議され出された意見を活かした条例素案づくりを行うこととする。

- 4. 条例に盛り込む主な内容
- 〇前文(条例制定の由来、背景、決意など)
- ○協働のまちづくりの理念、目的
- 〇用語の定義
- 〇市民、市、事業者及び市民公益活動団体の役割
- ○協働のまちづくりを推進するための制度、仕組み
 - 情報の共有
 - ・情報提供による市民との意見交換の場の創出
 - ・計画立案(実施事業の選択・決定など)における市民参加と市民意見の反映
 - ・付属機関の委員の公募
 - ・行政サービスへの事業者及び市民公益活動団体の参入機会の創出
 - 市民啓発及び職員研修の取り組み
- ○協働のまちづくりを推進するための施策
 - ・校区まちづくり協議会の活性化(校区まちづくり協議会への加入・設立促進)
 - ・市民公益活動団体(NPO、ボランティア団体等)の活動促進

5. 条例制定方針

(1) 大牟田市民憲章の理念を継承した今日的な理念

「みずからの責任において、互いに力を合わせ」まちづくりを行うことを、市民 自ら宣言した「大牟田市民憲章」の理念を踏まえたうえで、本市が直面している急 速な少子高齢化への取り組み、地域コミュニティの再生といった課題への対応や安 心安全なまちづくりへの取り組みなど今日の社会情勢にも適応したこれからのまち づくりのあるべき姿を条例の基本理念とする。

(2) 市民と行政の協働の推進

市民と行政との協働によるまちづくりを目的として策定された、「大牟田市における市民と行政との協働に関する基本方針」を踏まえ、市民と行政とが対等な立場で、パートナーシップの形成とこれからのまちづくりに資する条例づくりを目指す。

(3) 市民参加による条例案づくり

まちづくりのルールとなる、まちづくり基本条例は、市民と市職員が共通理解と 共通認識を持ちながら条例を制定する必要があるため、条例策定過程において市民 と職員参加の機会を確保し、市民との協働による条例づくりに取り組むものとする。

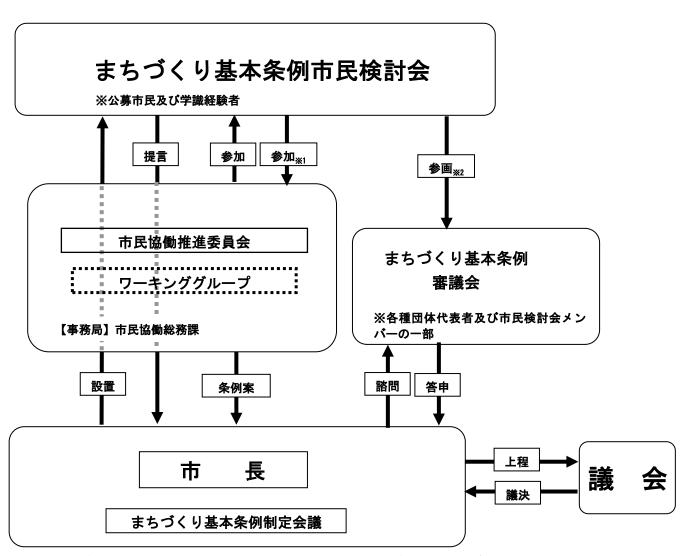
(4)誰にもわかりやすい条例内容

市民、議会、行政が共有できるまちづくりの基本ルールづくりとしての観点から、 条文や逐条解説の作成にあたっては、可能な限り市民目線に立った平易なわかりや すい表現に努める。

(5) 市民との情報共有

条例案策定の各段階において、適宜、広報やホームページなどにより情報の公表を行うとともに、条例案に係るパブリックコメントを実施することにより、市民からの意見を幅広く聴取する。

- 6. 条例の施行時期 平成28年4月
- 7. 条例制定の体制
 - ●大牟田市まちづくり基本条例制定体制図



- ※1 条例素案の作成において、市民検討会メンバーの一部が参加
- ※2 条例審議会の委員として、市民検討会メンバーの一部が参画

(1) まちづくり基本条例市民検討会

本条例制定方針を踏まえ、市民の立場からまちづくりのための課題や方策について協議を行うとともに条例に盛り込む項目、内容について出された意見を市長へ提言する。公募市民及び学識経験者により組織。

(2) 市民協働推進委員会

まちづくり基本条例市民検討会からの提言を基にまちづくり基本条例制定会議において審議される条例素案の作成を行うとともに、まちづくり基本条例審議会において出された意見を反映させた条例案の作成を行う。また、市民協働推進委員会内にワーキンググループ(主査級職員)を設置し、ワーキンググループメンバーが市民検討会で行われる検討作業の支援を行う。調整監級職員により組織。

(3) まちづくり基本条例制定会議

まちづくり基本条例制定に関する基本方針、総合調整その他重要な事項について 審議を行う。また、市民協働推進委員会において作成された条例素案をまちづくり 基本条例審議会に諮問するための審議を行い、同審議会から答申された条例案につ いて最終決定を行う。市長、副市長、教育長、企業管理者及び部長級職員により組 織。

(4) まちづくり基本条例審議会

市長から諮問された条例案について、パブリックコメントにより聴取された市民 意見を踏まえ、専門的な知見から審議を行い市長に答申を行う。各種団体代表者及 び市民検討会のメンバーの一部により組織。

※ファシリテーター

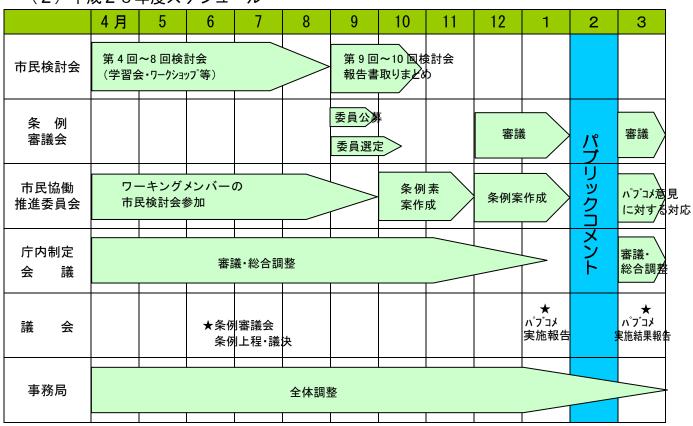
まちづくり基本条例市民検討会において参加者の活発な意見交換を促進するため、 市民検討会内にファシリテーターとして学識経験者を置き、議事進行や調整など会 議運営の支援を行う。

8. 条例制定のスケジュール

(1) 平成25年度スケジュール

| | 4 月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-------------|-----|----|-----|----|----|----|---------------|---------------|----------|-------|---------------|---------|
| 市民検討会 | | | | | | | | | 委員公募委員選定 | 第 | 1 回~3 回習会•ワーク |]検討会 |
| 条 例審議会 | | | | | | | | | | | | |
| 市民協働推進委員会 | | | | | | | | ★ 方針 報告 | | | ーキングス民検討会参 | メンバーの参加 |
| 庁内制定 会 議 | | | | | | | | ★ 方針 決定 | 審 | 義•総合調 | 整 | |
| 議会 | | | | | | | | ★ 方針 報告 | | | | |
| 事務局 | | 方 | 針検討 | | | | ★ 市長 協議 | ★ 政策 会議 | 全体 | 調整 | | |

(2) 平成26年度スケジュール



(3) 平成27年度スケジュール

| | 4 月 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
|-------------|-------|-----|---|-----|------------|-------------|-----------|----|----|---|---|---|
| 市民検討会 | | | | | | | | | | | | |
| 条 例審議会 | 審調 | 義 | | ★答申 | | | | | | | | |
| 市民協働推進委員会 | 条例成 | 案化 | | | | | | | | | | |
| 庁内制定 会 議 | 審議・総介 | 合調整 | | | €例案 終決定 | | | | | | | |
| 議会 | | | | | 条例案 服 告 | ★条例記 上程・ | 義案 ·議決 | | | | | |
| 事務局 | 全体調整 | | | | | 条例の市民周知 | | | | | | |